

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年11月まで

私は、平成2年10月21日から国民年金に加入し、3年12月1日の厚生年金保険加入まで国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間のみ国民年金保険料納付済期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金保険料の納付に関与していたとする申立人の両親も、国民年金加入期間に未納期間は無いことから、申立人及び申立人の両親の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、平成3年12月の厚生年金保険加入前に勤務した事実はないと主張しているところ、厚生年金保険、A国民健康保険組合及び雇用保険はすべて同年12月1日付けで加入していることが確認できる上、申立期間直前は納付済みであることから、申立期間に係る保険料のみが納付されていないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は50万円、同年12月24日は34万1,000円、19年8月8日は37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月24日
③ 平成19年8月8日

ねんきん定期便を確認したところ、A社から平成16年8月、同年12月及び19年8月に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

これら賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日については50万円、同年12月24日については34万1,000円、19年8月8日については37万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、すべての申立期間について、賞与明細書により申立人の賞与から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録には、申立人の標準賞与額に係る記録が無く、計3回の賞与支払届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月から同年11月まで
年金問題に関するテレビ報道を見て心配になり、社会保険事務所（当時）で年金記録を調べてもらったところ、申立期間が国民年金未加入となっていた。A市区町村（現在は、B市区町村）に在住していた時に、国民健康保険加入手続に併せて国民年金加入手続も行い、C市区町村へ引っ越してから届いた納付書に基づき保険料を納付していたと記憶している。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録並びにB市区町村及びC市区町村への照会結果において、申立期間は未加入期間であるとともに、申立人の妻も、申立期間が未加入期間である上、申立期間直前の第3号被保険者資格喪失に係る処理が、申立期間後の平成15年1月8日に行われていることが確認できる。

また、申立人の国民年金加入手続（住所変更手続を含む）、申立期間の保険料の納付場所及び納付金額等に係る記憶は曖昧である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案482

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から58年3月まで
昭和46年に勤めていた会社を退職し、実家の農業を継ぐため帰ってきたころ、父がA市区町村役場で私の国民年金加入手続を行い、私の20歳以降の申立期間に係る国民年金保険料を、地区の集金人を通じて納付してくれた。

未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付等を行ったとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である。

また、被保険者台帳管理簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月以降に払い出されたものと推認され、この時点では、特例納付の実施期間ではなく、申立期間の大部分については時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、この時点において申立期間のうち56年1月から57年3月までの期間の保険料を過年度納付すること及び57年4月から58年3月までの期間の保険料を現年度納付することは可能ではあったものの、A市区町村（現在は、B市区町村）では、過年度保険料について、申立てのように地区の集金人を通じて納付することができなかったことなど、これら申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から61年3月まで
長男が生まれた後の昭和57年6月ごろに国民年金へ加入し、申立期間については、私又は元妻が、当時、夫婦二人分の保険料を、毎月、金融機関窓口で納付した。
申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳管理簿及びA市区町村が保管する検認一覧表等において、昭和61年4月以降に払い出されたものと推認され、当該時点では、特例納付実施期間ではないため、申立期間のうち58年12月以前の期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人又は申立人の元妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の元妻の記録も、申立期間は未納となっているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年7月までの期間及び57年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年7月まで
② 昭和57年6月から61年3月まで

昭和55年3月に職場を退職しA市区町村に戻ってきたころ、同市区町村役場において国民年金加入手続を行い、以後、申立期間①の保険料を納付した。

また、申立期間②については、私又は元夫が、当時、夫婦二人分の保険料を、毎月、金融機関窓口で納付した。

申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳管理簿及びA市区町村が保管する検認一覧表等において、昭和61年4月以降に払い出されたものと推認され、当該時点では、特例納付実施期間ではないため、申立期間①、及び申立期間②のうち58年12月以前の期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことなど、申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人又は申立人の元夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②については、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の元夫の記録も未納となっているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成3年3月まで
申立期間当時、私はA都道府県の大学に通っていたが、私の国民年金加入手続及び申立期間の保険料に係る免除申請手続については、平成元年5月ころ、B市区町村役場において母親が行ってくれた。
しかし、年金記録によると、申立期間の申請免除に係る記録が無い。
納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は平成3年3月まで大学生であった。」と供述しているとともに、申立人の母親は、「平成元年5月ころ、B市区町村役場において、申立期間に係る保険料の免除申請を行った。申立人の国民年金に係る手続をしたのはこの一度限りである。」と供述しているが、平成3年3月31日以前の期間については、学生の国民年金への加入は任意であることから、制度上、申立期間に係る保険料の免除申請を行うことはできず、仮に強制被保険者であったとしても、当該時点において、申立期間のうち平成元年度以外の期間に係る国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、オンライン記録においても、申立人の国民年金加入記録は確認できない上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったとするB市区町村は、「本市区町村において、申立人の年金記録は見当たらない。」としているとともに、戸籍の附票によると、申立人は、昭和62年5月13日から平成3年3月31日までC市区町村に住居登録していることが確認できるところ、同市区町村も、「申立人の国民年金に係る資料等は見当たらない。」としている。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から21年3月25日まで
私は、A社B事業所で、昭和14年3月15日から21年3月25日まで勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格は20年11月1日で喪失しており、同日以降の厚生年金保険加入記録が無い。
申立期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたメモにより、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、いずれもオンライン記録と同じ昭和20年11月1日とされている上、申立人が最後まで一緒に仕事をしていたとする上司（C氏）及び同僚（D氏）も、申立人と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の勤務実態に係る供述により、申立期間に、それまでの勤務形態、業務内容等が変更された可能性が高いと考えられる上、前記上司及び同僚は連絡先が不明で、供述を得ることができない。

さらに、申立事業所に照会しても、人事記録等は保管されておらず、当時の雇用実態等は不明であるとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる資料（給与明細等）や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。